

飼い始めてから  
**30日**以内!

# 犬を飼ったら 登録と 狂犬病予防注射をしましょう

## 飼犬の登録 生涯一回

- お住いの市町村窓口で登録
  - 登録すると【鑑札】が交付されます
- 詳しくはお住いの市町村窓口にお問合せください

市町村窓口



## 狂犬病予防注射 毎年 4月～6月

- 集合注射会場もしくは動物病院で注射
- 注射後に市町村窓口で手続きをすると、【注射済票】が交付されます



集合注射会場ではその場で手続きが可能です  
動物病院で手続きが可能なこともあります  
詳しくはお住いの市町村窓口にお問合せください

## 登録と注射がすんだら飼犬に ※ 鑑札と狂犬病予防注射済票を装着



※ 狂犬病予防法の特例制度の参加市町村では、マイクロチップの登録を行えば、マイクロチップが鑑札とみなされ、鑑札の装着が免除されます。詳しくはお住いの市町村へお問合わせください。

- 犬が迷子になってしまったら、すぐに保健所・動物愛護センター・警察へ届け出ましょう
- 登録や狂犬病予防注射を行わない、鑑札や注射済票を装着しない場合、20万円以下の罰金が科せられることがあります
- 飼犬が人をかんでしまったときは保健所へ届出をし、犬に獣医師による検診を受けさせましょう
- 犬には係留義務があります（囲いの中で飼うか、ロープなどにつないで飼いましょう）
- 散歩は犬を制御できる人が行い、引綱は短く保持しましょう